

各県除染担当部局長 殿

環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官

中間貯蔵施設担当参事官

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第2号）が平成27年1月30日に公布され、同日より施行された。

については、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正の背景及び趣旨

1. 土壌等の除染等の措置に係る委託について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）に基づき市町村等が除染実施区域で行う土壌等の除染等の措置については、市町村等が行う土壌等の除染等の措置が適正に行われることを担保する必要があることから、委託基準を設けている（法第40条第2項、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物

質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号。以下「規則」という。）第 59 条）。

規則第 59 条では、市町村等から除染作業を受託する者の要件や委託契約の内容等について定めている。また、市町村等が土壌等の除染等の措置を委託する場合は再委託までとしている。

土壌等の除染等の措置は、事故由来の放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的としており、可及的速やかに進める必要があるが、除染作業の実施には、当初の想定以上に多数の作業員を集中的に確保する必要がある状況となっている。

除染の作業員を集中的に確保するに当たっては、適正な除染の実施を確保する必要があるが、市町村等の委託を受けて実際に除染作業を多く実施している土木建築業者の実態により即した適切な施工体制や管理体制を構築するための委託基準の適正化を図る必要があると考えられる。

2. 除去土壌の収集、運搬又は保管に係る委託について

除去土壌の収集、運搬又は保管（以下「除去土壌収集等」という。）についてもその適正な実施を確保するため、市町村等が行う除染実施区域の除去土壌収集等については委託基準（法第 41 条第 2 項及び規則第 59 条）により、市町村等から除去土壌収集等を受託する者の要件や委託契約の内容等が規定されている。

また、除去土壌収集等を業として行うことができる者は、市町村等から委託又は再委託を受けた者とされている（法第 48 条第 2 項及び規則第 63 条）。これらの規定により、委託基準及び委託の範囲を定めている。

今後行われることとなる除去土壌収集等についても、1. と同様適切な施工体制や管理体制を構築するための委託基準の適正化を図る必要があると考えられる。

また、今後、福島県内については、中間貯蔵施設の整備に伴い、地元の御理解を前提として、福島県内各地から大量の除去土壌を中間貯蔵施設に運搬する作業が行われることになるが、これらの作業についても、円滑かつ安全にできる限り短期間で行うために、多数の作業員の集中的な確保が必要になると考えられる。

第 2 改正内容

1. 除去土壌の収集及び運搬の基準（新規則第 57 条）

これまで、法第 41 条第 1 項に基づく除去土壌の収集及び運搬の基準については、規則第 57 条において、規則第 23 条（特定廃棄物の収集運搬基準）の例によることとしてきた。

今般、改正後の規則（以下「新規則」という。）第 59 条第 4 号ロ及び第 63 条第 1 号二（1）の規定により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）第 2 条第 4 項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）への除去土壌の運搬のための収集、当該運搬及び当該運搬に係る一次的な保管について、委託を受けてこれらの業務を行うことができる者の範囲を見直したため、運搬車を用いて除去土壌の収集又は運搬を行う場合に、当該運搬車に備えておく書面に関する規定について改正を行った。なお、当該規定以外の部分については、従前のおり、規則第 23 条の規定の例によることとしている。

新たな規定を設けたのは、国、都道府県、市町村、法第 35 条第 1 項第 4 号の環境省令

で定める者又は同条第3項に定める土地等の所有者等（以下「国等」という。）と国等の委託を受けて除去土壌の収集又は運搬を行う者（以下「一次収集運搬受託者」という。）との間の委託契約に係る契約書に、一次収集運搬受託者の受託業務に係る委託を受ける者としてその氏名又は名称が記載されている者※についてである。

※新規則第63条第1号ホにおいて、除去土壌の収集又は運搬を業として行うことができる者の条件の一つとして、国等と一次収集運搬受託者との間の委託契約に係る契約書に一次収集運搬受託者の受託業務に係る委託を受ける者としてその氏名又は名称が記載されていることを掲げている。

新規則第57条第2号ロにおいて、これらの者が運搬車に備え付けておく書面として、

- ① その旨を証する書面
 - ② 当該者が一次収集運搬受託者又は当該契約書にその氏名若しくは名称が記載されている他の者から委託を受けていることを証する書面
 - ③ 必要事項書面
- を掲げている。

①については、国等と一次収集運搬受託者との間の委託契約に係る契約書に一次収集運搬受託者の受託業務に係る委託を受ける者としてその氏名又は名称が記載されていることを証する書面（当該委託契約に係る契約書の写し）、②については、除去土壌の収集又は運搬を行う者が委託を受けた際の委託契約書を想定している。

なお、これまで規則第23条第4号ハ（2）の適用を受けていた、一次収集運搬受託者から委託を受けた者については、新規則第57条第2号ロが適用されることとなるが、従前と同じ書面を備え付けておくことで問題はない。また、国等及び一次収集運搬受託者については、これまでどおり、その旨を証する書面及び必要事項書面を備え付けておくこととする（新規則第57条第2号イ）。

2. 土壌等の除染等の措置等の委託基準（新規則第59条）

<第1号から第6号まで>

新規則第59条は、法第40条第2項及び第41条第2項の規定による土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等に関する委託基準を定めている。

今回の改正においては、委託を受けて除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等を行う者（以下「受託者」という。）の要件として、これまでの

- ①受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること（第1号）
- ②法、その他環境法令等に関する欠格要件に該当しない者であること（第2号）
- ③除去土壌が飛散等した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることができる者であること（第5号）
- ④受託業務に直接従事する者が、その業務に係る除去土壌について十分な知識等を有する者であること（第6号）

に加え、新たに

- ⑤いかなる方法をもってするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しない者であること（第3号）

を追加する。

この「いかなる方法をもってするかを問わず」とは、契約を分割したり、又は他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が、委託を受けた受託業務をそのまま一括して他人に委託することに該当する場合は、一切認めないということである。

また、これまで規則第 59 条第 3 号により、除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置及び除去土壌収集等の委託の範囲は、すべて再委託までとされていたところであるが、新規則第 59 条第 4 号の規定により、受託者が、

- 法第 35 条第 3 項に定める土地等の所有者等の委託を受けた者から委託を受けて土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等を行う者
- 国、都道府県、市町村又は法第 35 条第 1 項第 4 号の環境省令で定める者の委託を受けた者から委託を受けて除去土壌収集等（中間貯蔵施設への除去土壌の運搬のための収集、当該運搬及び当該運搬に係る一時的な保管を除く。）を行う者

に該当する場合のみ、当該者が自ら受託業務を実施する者であることを条件とし、引き続き再委託までとする。これにより、

- 国、都道府県、市町村又は法第 35 条第 1 項第 4 号の環境省令で定める者が実施する土壌等の除染等の措置
- 国、都道府県、市町村又は法第 35 条第 1 項第 4 号の環境省令で定める者が実施する中間貯蔵施設への除去土壌の運搬のための収集、当該運搬及び当該運搬に係る一時的な保管

については、再々委託以降も可能となる。

なお、除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物については、これまで同様、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の適用を受けることに留意されたい。

<第 7 号>

土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等を委託する者と受託者の間の委託契約は、これまでと同様、書面によって行うこととし、委託契約書には、

- 委託する土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等の内容
- 除去土壌を収集又は運搬する場合にあってはその数量
- 除去土壌の運搬を委託する場合は運搬の最終目的地等の条項が含まれ、かつ、

- 必要な書面（「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について」（平成 23 年 12 月 28 日 環廃企発第 111228002 号・環水大総発第 111228002 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 環境省水・大気環境局長通知）第 8 4 を参照されたい。）

が添付されていることとする

<第 8 号>

国等から土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等の委託を受けた者（以下「一次除染等受託者」という。）が受託業務を委託しようとする場合には、一次除染等受託者が、国等に対して、当該一次除染等受託者が国等から受託する業務に関する業務に携わることとな

るすべての者に関してイからハまでに掲げる事項を記載した書面を提出し、当該委託について、あらかじめ国等から書面による承諾を受ける必要があることを定めている。また、国等に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも同様の対応をとる必要がある。

これらの書面の書式について具体的な定めはないが、イ及びロについては、委託を受けた事業者について記載された施工体制台帳や施工体系図により行ってもよい。また、ハのうち、第2号の該当の有無については、該当しないことを誓約する旨の書面等により判断することとし、第3号の該当有無については、施工体制台帳や施工体系図等により判断すること。なお、これらの書面に基づき承諾をした後も、現場の施工体制が、提出された施工体制台帳や施工体系図等に記載された内容と相違ないか確認することが望ましい。

<第9号>

イ及びロに掲げる書面について、それぞれ当該イ及びロに定める日から5年間保存することを定めている。この規定は、法第40条第2項及び第41条第2項に基づき、土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等の委託をする者に対して保存することを求めるものであるが、事後の確認の観点から、受託者においても同期間保管しておくことが望ましい。

具体的には、以下のとおりである。

イ 第7号に規定する委託契約書及び書面

委託をする者及び受託者 委託契約の終了の日から5年間

ロ 第8号に規定する書面

国等：一次除染等受託者が提出した書面及び自らが承諾した書面の写し

一次除染等受託者：国等から承諾を受けた書面及び自らが提出した書面の写し

それぞれ委託契約の終了の日から5年間

<第10号>

国等と一次除染等受託者との間の委託契約書に、一次除染等受託者との契約を解除することができる旨の条項を含むことを求めることにより、一次除染等受託者が自らに関連する業務の管理を徹底して行うことを目的とする規定である。

これまでと同様、一次除染等受託者又は新規則第59条第8号で国等から承諾を受けた者（当該一次除染等受託者が国等から受託する業務に関する業務に携わることとなるすべての者）が同条第1号から第5号までに掲げる基準に適合しなくなったときに当該契約を解除することができるだけでなく、新たに一次除染等受託者が同条第8号の承諾を受けずに受託業務を委託したときもその要件とする。

3. 代行の要請を行うことができる者（新規則第60条の2）

法第42条において、国による措置の代行規定が定められており、同条第1項の環境省令で定める者（国による措置の代行の要請を行うことができる者）として、

○法第35条第1項第4号の環境省令（除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令（平成23年環境省令第37号））で定める者（独立行政法人等）

○法第35条第3項に定める土地等の所有者等を定める。

4. 除去土壌収集等を業として行うことができる者（新規則第 63 条）

法第 48 条第 2 項は、除去土壌が不適正な方法により収集、運搬等された場合、人の健康及び生活環境に支障が生じかねないことにかんがみ、除去土壌の収集、運搬等を業として行うことを一般的に禁止した上で、適正な処理を行うことが期待できる者に限り、除去土壌の収集、運搬等を業として行ってよいこととし、除去土壌の不適正処理の未然防止を図ることを趣旨とし設けられているものである。

新規則第 59 条の規定により、新たに土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等の委託の範囲が変更されたこと及び同条第 3 号が新たに追加されたことに伴い、法第 48 条第 2 項の「環境省令で定める者」として、新規則第 59 条第 8 号に基づきあらかじめ国等からの承諾を受け、国等から除去土壌収集等の委託を受けた者（以下「一次収集等受託者」という。）の受託業務に関する業務に携わることとなったすべての者について、

- 引き続き、施設・人員及び財政的基盤を有すること、新規則第 59 条第 2 号に掲げる欠格要件に該当しないこと並びに国等と一次収集等受託者との間の委託契約に係る契約書にその氏名等が記載されていることを条件とするとともに、
- 新たに、「いかなる方法をもってするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しないこと」を条件として追加する。

また、改正前の規則第 63 条第 1 号ハの規定を、新規則第 59 条第 4 号に併せて新規則第 63 条第 1 号ニの通り改める。

5. 経過措置

新規則の施行前にした法第 40 条第 2 項の規定による委託又は法第 41 条第 2 項の規定による除去土壌の収集、運搬若しくは保管に係る委託については、新規則第 59 条の規定にかかわらず、従前のおり改正前の規則第 59 条の規定を適用する。ここでいう、「法第 40 条第 2 項の規定による委託又は法第 41 条第 2 項の規定による除去土壌の収集、運搬若しくは保管に係る委託」とは、国等と一次除染等受託者との間の委託だけではなく、後次の全ての委託も含む。よって、国等と一次除染等受託者との間の委託が施行前に行われていて、後次の委託が施行後に行われる場合は、当該後次の委託は、新規則第 59 条の規定が適用されることとなる。